

(平成 30 年 9 月 18 日時点)

釧路地域における 北海道胆振東部地震に伴う関連産業支援制度

～内容構成～

管内等における相談窓口	1
1. 経営を維持したい	
(1) 経営全般について相談したい	3
(2) 専門家のアドバイスを受けたい	4
(3) 資金を借入れたい	5

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震及び大規模停電により、
釧路管内の関連産業に大きな影響が及んでいます。
釧路総合振興局では、こうした厳しい経営環境にある中小企業等の皆様の経営の安定のため
国、道、支援機関の主な中小企業支援施策をとりまとめましたので、ご活用ください。

※ 掲載する支援施策の内容については、随時、更新し充実していく予定です。

なお、融資判断や支援の決定等の判断は支援機関による審査等で判断されるものになりますので、ご留意願います。

管内等における相談窓口一覧

釧路信用金庫

【北海道胆振東部地震および大規模停電による被害に関する相談窓口】

停電に伴う被害復旧に関する資金、非常用電源など災害対応力強化に関する資金等の相談に対応します。

(営業時間) 月～金曜日 午前9時～午後3時

(設置期間) 9月28日(金)まで

(お問い合わせ先) 釧路信用金庫 各営業店

釧路信用組合

【相談窓口】

各店に常設されている「経営相談支援コーナー」において、相談に対応しています。

(お問い合わせ先) 釧路信用組合 各営業店

日本政策金融公庫

【平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口】

被害を受けた北海道内に事業所を有する中小企業・小規模事業者や農林漁業者等を対象に、「災害復旧貸付」融資や返済に関する相談に対応します。

(営業時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時

※ 休日についても、別途電話相談を実施する場合があります。

(お問い合わせ先)

釧路支店 国民生活事業：0154-43-3330

中小企業事業：0154-43-2541

なお、電話回線の不通などにより支店窓口に電話が繋がらない場合には、下記にご連絡ください。

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

教育ローンコールセンター：0570-008656

商工組合中央金庫(商工中金)

【平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口】

被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、個別の実情に応じた迅速な対応を行います。

(営業時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時

(お問い合わせ先) 釧路営業所：0154-42-0671

※釧路のほか、札幌、函館、帯広、旭川で開設されています。

【平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口】

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関して、北海道内 179 市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関する相談に対応します。

(受付時間) 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(お問い合わせ先) 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

011-709-1783 (直通)

011-709-2311 (代表) 内線 2575～2576

(その他)

本相談窓口は、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

北海道

【平成 30 年 9 月胆振地方中東部の地震被害に伴う中小企業等経営・金融相談室】

平成 30 年 9 月 6 日に発生した胆振地方中東部の地震の被害により、経営に影響を受けている中小企業者等の経営及び金融の相談に対応します。

(受付時間) 月～金曜日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

(お問い合わせ先) 北海道経済部地域経済局中小企業課 011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 0154-43-9182

1. 経営を維持したい

(1) 経営全般について相談したい

(概要)

各支援機関における中小企業診断士等のスタッフが、経営に関する様々な相談に答えるほか、金融等の専門相談員が各々の担当について適切なアドバイスを行います。

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

【経営相談】

中小企業診断士等のスタッフが経営に関する様々な相談に対応します。

(お問い合わせ先) 総合支援センター経営支援部 011-232-2407
札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
釧根支部 0154-64-5563 釧路市大町1-1-1

【インターネット経営相談】

インターネットにより、企業経営に関する相談を随時受け付けています。

(夜間及び土・日・祝日は翌営業日以降の対応となります)

(お問い合わせ先)

経営支援部 011-232-2407 (経営相談窓口) <http://www.hsc.or.jp/cosulting/netsoudan.htm>

【北海道よろず支援拠点】

コーディネーターを中心とした各分野の専門スタッフが、販路拡大、事業再生等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。

開設日時：札幌本部 月～金 9:00～17:30 各地域拠点 毎週火曜日 10:00～16:30

(お問い合わせ先) 総合支援センター経営支援部 011-232-2407
札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
釧根支部 0154-64-5563 釧路市大町1-1-1

【専門相談窓口：金融に関する相談】

北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に応じます。 毎月第1木曜日 10:00～16:00

(お問い合わせ先) 総合支援センター経営支援部経営支援グループ 011-232-2402 (経営相談窓口)

お問い合わせ先

北海道総合支援センター経営支援部 011-232-2407
釧根支部 0154-64-5563
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 0154-43-9182

(2) 専門家のアドバイスを受けたい

・ 専門家派遣事業

(概要)

中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、(公財)北海道中小企業総合支援センターの「人材情報データベース」に登録された主に道内の経験豊富な専門家を派遣し、アドバイスを実施します。年間3回まで無料で派遣します。

(ご利用方法)

センター本部・支部に事前に相談の上、専門家派遣要請書を提出していただきます。

(お問い合わせ先)

(公財)北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援グループ 011-232-2402
釧根支部 0154-64-5563

・ ミラサポ (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

(概要)

中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、「ミラサポ」に登録された経験豊富な専門家を派遣し、アドバイスを実施します。年間3回まで無料です。

(ご利用方法)

(公財)北海道中小企業総合支援センターをはじめ、商工会や商工会議所等の支援機関を通じて、次の手順で申し込みできます(以下は総合支援センターで申し込む場合)。

- ①ミラサポに会員登録を行う
- ②ミラサポで専門家を探す
- ③センター本部・支部を通じて面談の上、専門家派遣申込書を提出していただきます。

(お問い合わせ先)

(公財)北海道中小企業総合支援センター 経営支援部経営支援グループ 011-232-2402

(3) 資金を借入れたい（詳細は、取扱機関にご確認ください。）

・北海道中小企業総合振興資金～経営環境変化対応貸付（災害復旧）【北海道】

(融資対象)

道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成 30 年 9 月 6 日に発生した胆振地方中東部の地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けている中小企業の方々

(融資条件)

資金使途：設備資金 融資金額：8,000 万円以内 融資期間：10 年以内（うち据置 2 年以内）

運転資金 融資金額：5,000 万円以内 融資期間：10 年以内（うち据置 2 年以内）

融資利率：固定金利 5 年以内 1.0%、10 年以内 1.2%

変動金利 1.0%（融資期間が 3 年を超える取扱の場合に限る）

(ご利用方法)

資金の借入れを希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、以下の書類を添えて地元の商工会議所又は商工会に、融資あっせんの申込みをしてください。

- ・最近 2 カ年分の決算書等
- ・設備資金の申込みの場合は、設備等の見積書又は契約書
- ・法人の場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・所定の事業計画書
- ・市町村長等が発行するり災証明書の写し（直接被害の場合）

(お問い合わせ先)

最寄りの商工会・商工会議所、金融機関

北海道経済部地域経済局中小企業課 011-204-5346

釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 0154-43-9182

・北海道中小企業総合振興資金～一般貸付【北海道】

(融資対象)

中小企業の方々

(融資条件)

資金使途：事業資金 融資金額：8,000万円以内 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）

融資利率：固定金利 3年以内1.5%、5年以内1.7%、7年以内1.9%、10年以内2.1%

変動金利 1.5%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）

(ご利用方法)

【あっせん申込み】

資金の借入れを希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、以下の書類を添えて地元の商工会議所又は商工会に、融資あっせんの申込みをしてください。

- ・最近2カ年分の決算書等
- ・設備資金の申込みの場合は、設備等の見積書又は契約書
- ・法人の場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書）

【直接申込み】

一般貸付については、取扱金融機関へ直接融資を申し込むことができます。

(お問い合わせ先)

最寄りの商工会・商工会議所、金融機関

北海道経済部地域経済局中小企業課 011-204-5346

釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 0154-43-9182

・災害復旧貸付【日本政策金融公庫】

(融資対象)

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者の方々

(融資条件)

貸付限度額 中小企業事業：15,000万円（別枠） 国民生活事業：3,000万円

貸付期間 中小企業事業：設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業：適用する貸付制度の貸付期間に準ずる

融資金利 中小企業事業：基準金利1.16% 国民生活事業：基準金利（災害貸付）1.36%

(お問い合わせ先)

日本政策金融公庫（釧路支店 中小企業事業：0154-43-2541 国民生活事業：0154-43-3330）

・小規模企業共済災害時貸付【中小企業基盤整備機構】

(融資対象)

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時まで12ヶ月以上の掛金を納付している共済契約者（貸付限度額50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
- (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

(融資条件)

貸付限度額 原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額

貸付期間 貸付金額500万円以下：36カ月 貸付金額505万円以上：60カ月

貸付利率 年0.9%（平成30年6月18日現在）

担保、保証人：不要

※ 償還方法、即日貸付等については、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

商工組合中央金庫本・支店

中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）